

指定居宅サービス事業者等の指定の取消しについて

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項、第115条の45の9の規定により、指定の取消しを行いましたのでお知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社ふくむすめ
- (2) 代表者 代表取締役 江濱 貴子
- (3) 所在地 大阪府東大阪市友井一丁目3番13号

2 事業所名称、事業の種類、所在地及び指定年月日

- (1) 事業所名称 ヘルパーステーションmy
- (2) 事業の種類 訪問介護
第1号訪問事業(訪問型介護予防サービス、訪問型生活援助サービス)
- (3) 所在地 大阪府東大阪市友井一丁目3番13号
- (4) 指定年月日 令和2年11月1日 訪問介護
令和2年11月1日 第1号訪問事業(訪問型介護予防サービス)
令和2年11月1日 第1号訪問事業(訪問型生活援助サービス)

3 指定取消し年月日 令和6年7月1日

4 指定取消しの理由

(1)不正請求(法第77条第1項第6号)

指定訪問介護の1名の利用者について、サービス提供の実態がないにも関わらず、令和5年5月20日から令和5年12月31日までの期間における架空のサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。

(2)法違反(①法第77条第1項第10号、②法第115条の45の9第6号)

- ① 指定訪問介護と一体的に運営する指定障害福祉サービス事業において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律違反があった。
- ② 第1号訪問事業と一体的に運営する指定居宅サービス事業において、法違反があった。

5 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し、受領していた介護給付費を返還させるほか、法第22条第3項の規定により、返還額に100分の40を乗じて得た加算額の支払いを命じる。

① 返還させるべき額

1, 997, 681円

② ①に加算額を含めた額

2, 796, 753円